

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系空調機下部保温材のつなぎ目より、結露水のリーク（45秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理及び排水配管を点検・清掃	G III	
2	2号機	タービン主要弁用スイッチボックスの点検において、ケーブル末端処理の不良及びケーブル識別表示のない箇所が認められたため、当該部を修理	G III	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（B）軸受温度指示計の点検において、指示精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	G III	
4	2号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン（B）軸受温度指示計の点検において、指示精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	G III	
5	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置再生気水分離器の入口空気圧力調整弁駆動部の点検において、ベント孔よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を修理	G III	
6	2号機	所内ボイラ発生蒸気圧力調節弁等の駆動部（5台）の点検において、ベント孔よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を修理	G III	
7	2号機	タービン主要弁用スイッチボックスの点検において、第3中間弁及び第5中間止め弁用スイッチボックスの蓋固定用ボルト穴部に亀裂が認められたため、当該蓋を交換	G III	
8	2号機	主復水器水室（A-1）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	G III	
9	2号機	定期事業者検査「配管肉厚測定検査（T1）」において、必要最小肉厚を下回る可能性のあるデータが認められたため、検査を一時中断し、詳細測定にて異常のないことを確認後、検査を再開	G III	
10	2号機	主復水器水室（B-1・B-2）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（13本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	G III	
11	2号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置主タンクレベルスイッチの点検において、スイッチ機構部カバーが外れないため、当該レベルスイッチを交換	G III	
12	3号機	中央制御室換気空調系空調機（A）の給気処理装置下部腐食部より結露水の滴下（10秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
13	3号機	廃棄物処理建屋地下に設置されている床ドレンファンネル（立上げタイプ：1箇所）の配管閉止溶接部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン建屋地下に設置されているレベルスイッチ試験装置の保管・管理状況に不備がある旨、指摘を受けたため対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
15	4号機	主タービン油処理系油ろ過ポンプ出口圧力指示計のテスト弁に開閉操作不可（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置（全系）のボール吸出し配管に設置されている流量監視窓（ガラス製）の内面に汚れが認められたため、当該流量監視窓を点検・清掃	G III	
17	集中環境施設	制御室電気品室換気空調系排気ファン（B）の点検において、羽根車取付け部のキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	G III	
18	集中環境施設	高温焼却炉設備建屋（非放射線管理区域エリア）換気空調系給気ファン（A）の点検において、駆動用電動機基礎部のボルト穴付近に亀裂が認められたため、当該基礎部を点検・修理	G III	
19	その他	海生物処理設備湿式洗浄装置の水質（pH値）調整器の計器用予備バッテリーに劣化が認められたため、当該バッテリーを交換	対象外	
20	その他	海生物処理設備前処理装置汚水移送ポンプ駆動用電動機の漏電しゃ断器が動作したため、原因調査及び対応検討	G III	